

競技運営費助成金の対象経費について

① 助成金の対象経費は、次に掲げる科目のみとします。

節	細 節	補 助 対 象 経 費
報償費		医師、看護師等救護に携わる者への謝金 不足する競技審判員を補うために、他市町村の競技協会等に派遣を依頼した競技審判員（有資格者）に対する謝金
需用費	消耗品費	競技を運営するために必要な紙類等事務用品及び競技用消耗品
	食糧費	競技審判員、競技補助員等競技の運営に携わる者への弁当代及びお茶代
	印刷製本費	プログラム及び成績一覧表等を作成するための印刷代又はコピー代
	通信運搬費	競技審判員、競技補助員等競技の運営に携わる者を委嘱するための郵便料金
使用料及び賃借料		夜間照明等の施設使用料、コピー機等の使用料、放送器具等の借上料

② 収支予算書、収支決算書の予算額及び決算額の欄は、総事業費を記載してください。

収支予算書の助成金の額の欄には、総事業費に充当する額を記載してください。

③ 助成金の限度額は、65,000円とします。

④ 報償費の領収書は、個人ごとに住所、氏名を記載させ、受領印を押印のうえ原本を提出してください。

需用費、使用料及び賃借料の領収書は、写しでも構いません。

対象経費は、大会前に支払いをしてください。大会後の支払いについては、助成金の対象外といたします。